

京都市告示第303号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業を指定しました。

平成27年8月14日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社スマイルラボ（代表取締役 清水 英明）

2 申請者の主たる事務所の所在地

大阪府枚方市町樟葉一丁目3番9号

3 事業所の名称

スマイル西洞院

4 事業所の所在地

京都市中京区古西町448番地 西洞院HIRANOビル2階

5 指定する事業の種類

放課後等デイサービス

6 指定年月日

平成27年8月10日

7 事業所番号

2650300102

(保健福祉局障害保健福祉推進室)